2020.07.11

地域包括ケア病棟に関連する新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について

一般社団法人
地域包括ケア病棟協会
Japanese Association of Hospitals for Community-based Care

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について

第二次補正予算においては、事態長期化・次なる流行の波に対応するため、次の①～④の観点から医療関連の支援を実施。

①**感染リスク**を抱えながら医療を提供する**医療従事者**への支援

- 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給
- マスク等の医療用物資の確保・配布

②**新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関**への支援

- 重点医療機関の病床確保や設備整備支援 B
- 診療報酬の特例的な対応 A
- 福祉医療機構の優遇融資の拡充

③**地域医療の確保**に必要な診療を継続する医療機関への支援

- 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- 地域医療機関の感染拡大防止等の支援

④万全な**検査体制、ワクチン・治療薬**の開発支援

- 地域外来・検査センターの設置研修の推進、ＰＣＲ・抗原検査の実施
- ワクチン・治療薬の開発資金の補助
- ワクチンの生産体制の整備補助

引用・改変：2020.06.16　厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課、（参考資料）新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640605.pdf＞

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

１，新型コロナウイルス感染症患者の範囲について

１）重症の新型コロナウイルス感染症患者には、人工呼吸器管理等を要する患者のほか、これらの管理が終了した後の状態など、特定集中治療室管理料等を算定する病棟における管理を要すると医学的に判断される患者を含む。

２）中等症の新型コロナウイルス感染症患者には、酸素療法が必要な状態の患者のほか、免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクに鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない患者を含む。

３）疑似症患者とは、都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項の疑似症の届け出されているものに限る。）であり、入院措置中は新型コロナウィルス感染症患者として扱う。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

２，地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料における新型コロナウイルス感染症患者または疑似症患者の受け入れについて

１）地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1-4（一般病床）
　＋ 在宅患者支援病床初期加算（300点、14日間）
　＋ 二類感染症患者入院診療加算（250点/日）
を算定できる。
※救急医療管理加算１は算定できない。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

3，新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い必要な手続き等への柔軟な対応について

1）地域包括ケア病棟入院料1-4（一般病床）を「特定集中治療室管理料等」と同等＊の人員配置とし、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料に係る簡易な報告（別添1、別紙1と2）を行うことにより、該当する入院料を算定できる（以下3，2）を参照）

2）新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために、「特定集中治療室管理料等」と同等＊の人員配置とした病棟において、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料に係る簡易な報告（別添1、別紙1と2）を行うことにより、該当する入院料を算定することができることとする。簡易な報告においては、運用開始の日付及び人員配置等について、各地方厚生（支）局に報告すること。

＊「特定集中治療室管理料等」と同等：救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

３，新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い必要な手続き等への柔軟な対応について

３）救命救急入院料について、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該保険医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発）第１章第２部第３節A300（３）の規定にかかわらず、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できることとする。

４）これら２）と３）の入院料の算定には、患者・家族等に対して、その趣旨等について十分に説明するとともに、当該入院料を算定する病棟に入院した理由等を記録し、保管しておくこと。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

4，地域包括ケア病棟入院料1-4（一般病床）を「特定集中治療室管理料等」と同等の人員配置とした病棟において

1）重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

（1）専用病床の確保などを行っていない場合　＜2倍＞

①重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する入院診療について

ｉ）体外式心肺補助（ECMO）や人工呼吸器による管理（持続陽圧呼吸法（CPAP）等を含む）等、呼吸不全をはじめとした多臓器不全に対する管理（以下「人工呼吸器管理等」という）を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、「特定集中治療室管理料等」を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、別表1に示す点数を算定（従来の2倍）できることとする。

ⅱ）新型コロナウイルス感染症患者のうち、次の状態の患者については、それぞれ次の日数を上限として、特定集中治療室管理料等を算定できることとすること。

・急性血液浄化（腹膜透析を除く）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者　21 日

・体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者　35 日

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

4，地域包括ケア病棟入院料1-4（一般病床）を「特定集中治療室管理料等」と同等の人員配置とした病棟において

1）重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

（1）専用病床の確保などを行っていない場合　＜2倍＞

②患者の重症化等を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う入院診療について
中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14 日を限度として1日につき救急医療管理加算1の2倍に相当する点数（1,900 点）を算定できることとする。
中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目以降も算定できることとする。
③新型コロナウイルス感染症患者に対する、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る評価として、看護配置に応じて、1日につき別表2に示す二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できる（当該病棟に入院中算定可能）こととする。なお、いずれについても、届出は不要とする。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

4，地域包括ケア病棟入院料1-4（一般病床）を「特定集中治療室管理料等」と同等の人員配置とした病棟において

1）重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

（2）専用病床の確保などを行っている場合＊　＜3倍＞

①当該専用病床に入院する重症の新型コロナウイルス感染症患者について、「特定集中治療室管理料等」を算定する場合には、別表3に示す点数（従来の3倍）を算定できることとする。

②当該専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の3倍に相当する点数（2,850点）を算定できることとする。中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目以降も算定できることとする。

③「特定集中治療室管理料等」を算定する場合には　看護配置に応じて、1日につき別表2に示す二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定（当該病棟に入院中算定可能）できることとする。

＊専用病床の確保などを行っている場合

・新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援　B，重点医療機関の病床確保や設備整備支援（スライド21-23）を参照。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A，診療報酬の特例的な対応

５，転院を受け入れた医療機関に係る評価について

１）新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合（地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料1-4を含む）であっても、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できることとする。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。

６，その他の診療報酬の取扱いについて（別添２）のとおりとする

参考：

■2020.04.08　厚生労働省保険局医療課、（事務連絡）新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その９）＜https://www.mhlw.go.jp/content/000620202.pdf＞

■2020.06.16　厚生労働省健康局結核感染課
（事務連絡）新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウィルス感染症疑い患者受入協力医療機関について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640954.pdf＞

■2020.06.23　厚生労働省保険局医療課、（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000642364.pdf＞

■2020.07.03　厚生労働省医政局医療経理室　厚生労働省健康局結核感染症課
（事務連絡）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第４版）について
＜https://www.mhlw.go.jp/content/000646674.pdf＞

別添１

問１　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できることとされているが、具体的な報告事項は何か。また、報告に当たり、用いるべき様式はあるか。

（答）救命救急入院料及び特定集中治療室管理料については、別紙１を参照のこと。また、ハイケアユニット入院医療管理料については、別紙２を参照のこと。

なお、手続きに要する時間の短縮等の観点から、原則として別紙１及び別紙２の様式を用いて報告することが望ましい。

問２　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できることとされているが、その際、記録及び保管しておくべき事項及び保管の方法等はどのようにすればよいか。

（答）具体的には、以下の事項について、記録及び保管しておくこと。

- 報告に用いた書類（別紙１、別紙２等の様式）
- 配置職員の勤務実績

なお、保管の方法については問わない。

引用・改変：2020.06.23　厚生労働省保険局医療課、（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000642364.pdf＞

別添1

問３　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第１号厚生労働省保険局医療課長通知）第１章第２部第３節 A300（３）の規定にかかわらず、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できることとされているが、その際、記録及び保管しておくべき事項及び保管の方法等はどのようにすればよいか。

（答）具体的には、以下の事項について、記録及び保管しておくこと。

- 本来入院すべき病棟の種別
- 本来入院すべき病棟に入院できない理由及びその期間

例：当該病棟において、○月○日から新型コロナウイルス感染症患者を受入れているため、○月○日以降は新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を入院させていない。　等

- 当該病棟と同等の人員配置とした病棟に入院する必要性

なお、保管の方法については問わないが、当該患者の診療録等と併せて閲覧できる状態で保管していること。

引用・改変：2020.06.23　厚生労働省保険局医療課、（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000642364.pdf＞

別紙１

※網掛け部分及び報告する入院料と関連しない事項は記載不要。

（別紙１）

様式42

報告

［　　］の施設基準に係る~~届出書添付書類~~

当該治療室の従事者	専任医師	日勤　名　当直　名　その他　名		
	当該病院に勤務する麻酔医	名		
	看護師	日勤　名　準夜勤　名　その他　名		
当該治療室の概要	病床面積	病床数	１床当たりの床面積	１日平均取扱患者数
	平方メートル	床	平方メートル	名
バイオクリーンルームの概要、機器の名称・形式、空気清浄度等				

装置・器具	配置場所 治療室内	配置場所 病院内	装置・器具の名称・台数等
救急蘇生装置	□		
除細動器	□		
ペースメーカー	□	□	
心電計	□	□	
ポータブルエックス線撮影装置	□	□	
呼吸循環監視装置	□	□	
人工呼吸装置	□	□	
経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置	□		
酸素濃度測定装置	□		
光線療法器	□		
微量輸液装置	□	□	
経食道心臓超音波装置	□	□	
心電図モニター装置	□	□	
自家発電装置		□	
電解質定量検査装置		□	
血液ガス分析装置		□	

救命救急センターに係る事項（該当するものに○をすること。複数該当の場合はいずれにも○をすること。）

1　高度救命救急センターである。
2　充実段階がSである。
3　充実段階がAである。
4　充実段階がBである。
5　新規開設のため、充実度評価を受けていない。

救命救急入院料３、救命救急入院料４及び特定集中治療室管理料２に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること。）

（　）当該保険医療機関内に、当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務している。
（再掲）広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師数　名

小児加算に係る事項（小児加算の施設基準に該当する場合○をすること。）

（　）当該保険医療機関内に、専任の小児科医が常時配置されている。　（再掲）専任の小児科医師数　名

特定集中治療室管理料１又は２に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること。）

（　）特定集中治療の経験を５年以上有する医師を２名以上含むこと。
（再掲）経験を有する医師数　名

（　）集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を５年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が配置されている。
（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

氏名	勤務時間	経験年数	研修
	週　時間	年	□
	週　時間	年	□
	週　時間	年	□
	週　時間	年	□
	週　時間	年	□

（　）当該保険医療機関内に、専任の臨床工学技士が常時配置されている。
専任の臨床工学技士数　名

［記載上の注意］

1　［　］内には、届出事項の名称（救命救急入院料１、救命救急入院料２、救命救急入院料３、救命救急入院料４、特定集中治療室管理料１、特定集中治療室管理料２、特定集中治療室管理料３又は特定集中治療室管理料４のいずれか）を記入すること。

~~2　当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。~~

3　救命救急入院料２又は救命救急入院料４の届出を行う場合においては、特定集中治療に係る部分について括弧書きで再掲すること。

~~4　装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内」の口を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内」の口に「チェック」を記入すること。なお、当該装置・器具を治療室内に設置している場合は、治療室内に設置している台数・名称等のみを記載すればよく、病院内に設置している場合は、当該治療室で使用することが想定される装置・器具の台数・名称等のみを記載すればよい。~~

~~5　救命救急センター又は当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について、様式20を添付するとともに届出前１か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。また、特定集中治療室管理料１又は２の届出を行う場合は、臨床工学技士の勤務計画表（勤務実績）により臨床工学技士の配置状況が分かる書類を添付すること。~~

~~なお、広範囲熱傷特定集中治療又は小児加算の届出を行う場合は、様式20の備考欄へそれぞれ「熱傷」又は「小児科医」、特定集中治療室管理料１又は２の届出を行う場合は、様式20の備考欄へ「５年」と記載すること。~~

6　特定集中治療室１又は２の届出を行う場合は、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した看護師について記載すること。勤務時間は、１週間当たりの当該特定集中治療室における勤務時間数を記載するとともに、当該看護師の勤務状況が分かる書類を添付すること。経験年数の欄に、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験年数を記入すること。また、適切な研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。

~~7　当該届出に係る治療室又は救命救急センターの平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。~~

保険医療機関の所在地

保険医療機関の名称

保険医療機関コード

連絡先　（担当者氏名）

（電話番号）

運用開始年月日：　年　月　日

報告年月日：　年　月　日

引用・改変：2020.06.23　厚生労働省保険局医療課、（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000642364.pdf＞

別紙2

※網掛け部分及び報告する入院料と関連しない事項は記載不要。　（別紙２）

様式 44

報告

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る~~届出書添付書~~類

ハイケアユニット入院医療管理料	１　，　２
専任の常勤医師名	
一般病棟の平均在院日数（≦19 日であること）	日（算出期間　年　月　日～　年　月　日）
当該治療室の病床数	床
当該治療室の入室患者の状況	入室患者延べ数の算出期間（１か月）年　月
① 入室患者延べ数	名
②　①のうち重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の延べ数	名
重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合　②／①	%
当該治療室の看護師数	名
当該治療室の勤務体制	日勤　名 準夜勤　名 深夜勤　名
当該治療室に常設されている装置・器具の名称・台数等	
救急蘇生装置	
除細動器	
心電計	
呼吸循環監視装置	
重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況	
実　施　日	年　月　日
診療録管理体制加算の届出	有　・　無

［記載上の注意］

1　届出に係る治療室ごとに記入すること。

~~2　入室患者延べ数とは、直近１か月において、届出を行う治療室に入室した患者の延べ数をいう。退室した日及び短期滞在手術等基本料を算定する患者については入室患者延べ数に含めない。~~

~~3　重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添６の別紙18の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行い、「モニタリング及び処置等（Ａ項目）」に係る得点が「３点以上」、かつ「患者の状況等（Ｂ項目）」に係る得点が「４点以上」である患者をいう。~~

~~4　当該届出に係る治療室に勤務する従事者について、様式20を添付すること。なお、届出前１か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。~~

保険医療機関の所在地

保険医療機関の名称

保険医療機関コード

連絡先　（担当者氏名）

（電話番号）

運用開始年月日：　年　月　日

報告年月日：　年　月　日

引用・改変：2020.06.23　厚生労働省保険局医療課、（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000642364.pdf＞

別表1、2

救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数を算定できることとする。

項目			点数
A300 救命救急入院料	救命救急入院料1	イ　3日以内の期間	20,446点
		ロ　4日以上7日以内の期間	18,500点
		ハ　8日以上14日以内の期間	15,794点
	救命救急入院料2	イ　3日以内の期間	23,604点
		ロ　4日以上7日以内の期間	21,372点
		ハ　8日以上14日以内の期間	18,742点
	救命救急入院料3 イ　救命救急入院料	(1)　3日以内の期間	20,446点
		(2)　4日以上7日以内の期間	18,500点
		(3)　8日以上14日以内の期間	15,794点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　3日以内の期間	20,446点
		(2)　4日以上7日以内の期間	18,500点
		(3)　8日以上60日以内の期間	16,636点
	救命救急入院料4 イ　救命救急入院料	(1)　3日以内の期間	23,604点
		(2)　4日以上7日以内の期間	21,372点
		(3)　8日以上14日以内の期間	18,742点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　3日以内の期間	23,604点
		(2)　4日以上7日以内の期間	21,372点
		(3)　8日以上14日以内の期間	18,742点
		(4)　15日以上60日以内の期間	16,636点
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料1	イ　7日以内の期間	28,422点
		ロ　8日以上14日以内の期間	25,266点
	特定集中治療室管理料2 イ　特定集中治療室管理料	(1)　7日以内の期間	28,422点
		(2)　8日以上14日以内の期間	25,266点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　7日以内の期間	28,422点
		(2)　8日以上60日以内の期間	25,666点
	特定集中治療室管理料3	イ　7日以内の期間	19,394点
		ロ　8日以上14日以内の期間	16,236点
	特定集中治療室管理料4 イ　特定集中治療室管理料	(1)　7日以内の期間	19,394点
		(2)　8日以上14日以内の期間	16,236点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　7日以内の期間	19,394点
		(2)　8日以上60日以内の期間	16,636点

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料1		13,710点
	ハイケアユニット入院医療管理料2		8,448点
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料			12,026点
A301-4 小児特定集中治療室管理料		7日以内の期間	32,634点
		8日以上の期間	28,422点
A302 新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料1		21,078点
	新生児特定集中治療室管理料2		16,868点
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料		14,762点
	新生児集中治療室管理料		21,078点
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料			11,394点

次の入院料を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、看護配置に応じて、以下の点数を算定できることとする。

項目		点数	(参考)施設基準において求める看護配置
A300 救命救急入院料	救命救急入院料1	500点	4対1
	救命救急入院料2	1,000点	2対1
	救命救急入院料3 イ　救命救急入院料 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	500点	4対1
	救命救急入院料4 イ　救命救急入院料 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	1,000点	2対1
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料1	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料2 イ　特定集中治療室管理料 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料3	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料4 イ　特定集中治療室管理料 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	1,000点	2対1
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料1	500点	4対1
	ハイケアユニット入院医療管理料2	500点	5対1

別表３

特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数を算定できることとする。

項目			点数
A300救命救急入院料	救命救急入院料１	イ　３日以内の期間	30,669点
		ロ　４日以上７日以内の期間	27,750点
		ハ　８日以上14日以内の期間	23,691点
	救命救急入院料２	イ　３日以内の期間	35,406点
		ロ　４日以上７日以内の期間	32,058点
		ハ　８日以上14日以内の期間	28,113点
	救命救急入院料３ イ　救命救急入院料	(1)　３日以内の期間	30,669点
		(2)　４日以上７日以内の期間	27,750点
		(3)　８日以上14日以内の期間	23,691点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　３日以内の期間	30,669点
		(2)　４日以上７日以内の期間	27,750点
		(3)　８日以上60日以内の期間	24,954点
	救命救急入院料４ イ　救命救急入院料	(1)　３日以内の期間	35,406点
		(2)　４日以上７日以内の期間	32,058点
		(3)　８日以上14日以内の期間	28,113点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　３日以内の期間	35,406点
		(2)　４日以上７日以内の期間	32,058点
		(3)　８日以上14日以内の期間	28,113点
		(4)　15日以上60日以内の期間	24,954点
A301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料１	イ　７日以内の期間	42,633点
		ロ　８日以上14日以内の期間	37,899点
	特定集中治療室管理料２ イ　特定集中治療室管理料	(1)　７日以内の期間	42,633点
		(2)　８日以上14日以内の期間	37,899点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　７日以内の期間	42,633点
		(2)　８日以上60日以内の期間	38,499点
	特定集中治療室管理料３	イ　７日以内の期間	29,091点
		ロ　８日以上14日以内の期間	24,354点
	特定集中治療室管理料４ イ　特定集中治療室管理料	(1)　７日以内の期間	29,091点
		(2)　８日以上14日以内の期間	24,354点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1)　７日以内の期間	29,091点
		(2)　８日以上60日以内の期間	24,954点

A301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料１		20,565点
	ハイケアユニット入院医療管理料２		12,672点
A301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料			18,039点
A301-4小児特定集中治療室管理料		７日以内の期間	48,951点
		８日以上の期間	42,633点
A302新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料１		31,617点
	新生児特定集中治療室管理料２		25,302点
A303総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料		22,143点
	新生児集中治療室管理料		31,617点
A303-2新生児治療回復室入院医療管理料			17,091点

別添２

問１　新型コロナウイルス感染症を疑う患者を入院させた場合の診療報酬上の取扱いはどのようになるか。

（答）新型コロナウイルス感染症の疑似症患者として入院措置がなされている期間については、新型コロナウイルス感染症患者と同様の取扱いとなる。

問２　「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」（令和２年４月18日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「４月18日事務連絡」という。）の１に基づき、特定集中治療室管理料等について、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者については21日まで、体外式心肺補助（ＥＣＭＯ）を必要とする状態の患者については35日まで、本事務連絡の別表の点数を算定できるか。

（答）算定できる。

問３　４月18日事務連絡の１に基づき、特定集中治療室管理料等を15日目以降も算定する場合は、本事務連絡の別表の「８日以上14日以内の期間」の点数を算定できるか。

（答）算定できる。

問４　４月18日事務連絡の３に基づき、簡易な報告を行った上で救命救急入院料又は特定集中治療室管理料を算定している場合は、本事務連絡の別表の「８日以上14日以内の期間」の点数を算定できるか。

（答）算定できる。

問５　４月18日事務連絡の１に基づき、現に特定集中治療室管理料等の特例的な点数を算定している患者について、本事務連絡による取扱いはどのようになるか。

（答）専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関においては、本事務連絡の発出日以降、別表の点数を算定できる。

問６　本事務連絡の３「新型コロナウイルス感染症から回復した」とあるが、転院先医療機関においては、再発等がない限り新型コロナウイルス感染症の診療が行われないものと思料される。その場合については、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」と記載されない事例もあり得るとの理解でよいか。

（答）貴見のとおり。なお、その場合においては、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A.診療報酬の特例的な対応と
B.重点医療機関の病床確保や設備整備支援の整合性

1，通常の地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料1-4において
1）新型コロナウィルス感染症・疑い患者を受け入れた場合、
都道府県から新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者用の病棟・病床確保の指定等を
・受けている　⇒　入院料は従来通り
・受けていない　⇒　入院料は従来通り
の算定をすることができる。
加算については以下を算定できる。
＋在宅患者支援病床初期加算（300点、14日間）
＋二類感染症患者入院診療加算（250点/日）

2）病棟・病床確保の指定等を受けている場合の稼働病床と休床病床について
（1）当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料の適用は「新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援　B.重点医療機関の病床確保や設備整備支援（スライド21-23）」を参照。

（2）稼働病床に新型コロナウィルス感染症・疑い患者を受け入れた場合は、その病棟・病床の診療報酬を請求することとなる。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A.診療報酬の特例的な対応と
B.重点医療機関の病床確保や設備整備支援の整合性

２,「特定集中治療室管理料等」やそれと同等の人員配置とした病棟において
１)新型コロナウィルス感染症・疑い患者を受け入れた場合、
都道府県から新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者用の病棟・病床確保の指定等を
・受けている　⇒　入院料は従来の３倍
・受けていない　⇒　入院料は従来の２倍
の算定をすることができる。
その他の加算等は「新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援　A, 診療報酬の特例的な対応（スライド２-17）」を参照。

２）病棟・病床確保の指定等を受けている場合の稼働病床と休床病床について
（１）当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料の適用は「新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援　B.重点医療機関の病床確保や設備整備支援（スライド21-23）」を参照。

（２）稼働病床に新型コロナウィルス感染症・疑い患者を受け入れた場合は、その病棟・病床の診療報酬を請求することとなる。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
A.診療報酬の特例的な対応と
B.重点医療機関の病床確保や設備整備支援の整合性

３，確保病床について

１）「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」（以下「重点医療機関」）

重症中等症や疑い患者を病棟単位で病床を確保して受け入れる。当該病棟の診療報酬は稼働病床に受け入れる患者は新型コロナウィルス感染症・疑い患者だけであるので、全患者に対して重点医療機関としての診療報酬を請求することができる。

２）「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」（以下「協力医療機関」）

疑い患者を病室単位（個室、シャワーやトイレ等あり）で受け入れる。新型コロナウィルス感染症・疑い患者と一般患者が病棟内に混在するため、前者は協力医療機関としての診療報酬を、後者は通常の診療報酬を請求することができる。

３）上記以外

新型コロナウィルス感染症患者等の入院のために確保するものとして都道府県が厚生労働省に協議した病床であり、疑い患者を病室単位（個室、シャワーやトイレなしでも可）で受け入れる。新型コロナウィルス感染症・疑い患者と一般患者が病棟内に混在するが、当該患者毎の診療報酬を請求することができる。

４）稼働病床と休床病床について、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料の適用は「新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援　B.重点医療機関の病床確保や設備整備支援（スライド21-23 ）」を参照。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について

第二次補正予算においては、事態長期化・次なる流行の波に対応するため、次の①～④の観点から医療関連の支援を実施。

①**感染リスク**を抱えながら医療を提供する**医療従事者**への支援 →
- 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給
- マスク等の医療用物資の確保・配布

②**新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関**への支援 →
- 重点医療機関の病床確保や設備整備支援 B
- 診療報酬の特例的な対応 A
- 福祉医療機構の優遇融資の拡充

③**地域医療の確保**に必要な診療を継続する医療機関への支援 →
- 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- 地域医療機関の感染拡大防止等の支援

④万全な**検査体制、ワクチン・治療薬**の開発支援 →
- 地域外来・検査センターの設置
研修の推進、ＰＣＲ・抗原検査の実施
- ワクチン・治療薬の開発資金の補助
ワクチンの生産体制の整備補助

1

引用・改変：2020.06.16 厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課、（参考資料）新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640605.pdf＞

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
B，重点医療機関の病床確保や設備整備支援

病床確保支援の概要

	要件	病床確保料の上限額	イメージ
重点医療機関	・都道府県が指定 ・病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床を確保 ・確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能 ※看護体制の１単位をもって病棟として取り扱う。	ＩＣＵ １床当たり301,000円／日 ＨＣＵ １床当たり211,000円／日 上記以外の病床 １床当たり 52,000円／日	病院や病棟全体をコロナ患者のために確保 入院病床（コロナ患者） 確保病床（コロナ患者用） 休止とした病床 休止とした病床 重点医療機関の診療報酬収入 重点医療機関の病床確保料を補助
協力医療機関	・都道府県が指定 ・新型コロナウイルス疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための病床を確保 ・確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能 ・受け入れるための病床は個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線を確保 ・必要な検体採取が可能		疑い患者専用の個室 疑い患者専用の個室 入院病床（一般患者） 入院病床（コロナ患者） 確保病床（コロナ患者用） 休止とした病床 診療報酬収入 協力医療機関の診療報酬収入 協力医療機関の病床確保料を補助
上記以外	・対象施設は新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関 ・対象病床は新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして都道府県等が厚生労働省に協議した病床	ＩＣＵ １床当たり 97,000円／日 重症患者・中等症患者 １床当たり 41,000円／日 上記以外の病床 １床当たり 16,000円／日	一部の病床をコロナ患者のために確保 入院病床（一般患者） 入院病床（コロナ患者） 確保病床（コロナ患者用） 休止とした病床 診療報酬収入 病床確保料を補助

※ 令和２年度第二次補正予算成立日以前に、実質的に重点医療機関又は協力医療機関と同様に病棟を確保しているとして都道府県が厚生労働省と協議して認めた医療機関については、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間、重点医療機関又は協力医療機関として指定されたものとみなし、病床確保料を適用する（ただし、令和２年４月１日以降）。

※ 重点医療機関又は協力医療機関以外の医療機関の病床確保料についても、令和２年４月１日から適用する。

5

引用・改変：厚生労働省　救急・周産期・小児医療機関において＜https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000644186.pdf＞

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援
B，重点医療機関の病床確保や設備整備支援

２,「重点医療機関」と「協力医療機関」の指定

１）指定要件　「重点医療機関」

（１）都道府県によって「重点医療機関」と指定された医療機関であること。

（２）指定にあたっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。都道府県は重点医療機関を指定した場合には厚生労働省に報告する。

（３）重点医療機関の指定の方針については、都道府県で設置する協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和２年３月１日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の５に掲げる協議会。以下「協議会」という。）に諮った上で、厚生労働省に報告して決定すること。都道府県は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）等で運用状況を確認し、必要に応じ協議会に諮った上で、厚生労働省に報告して方針を見直す。

２）指定要件　「協力医療機関」

（１）都道府県によって「協力医療機関」と指定された医療機関とする。

（２）（３）は上記「重点医療機関」と同様である。

引用・改変：2020.06.16　厚生労働省健康局結核感染課、（事務連絡）新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウィルス感染症疑い患者受入協力医療機関について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640954.pdf＞

新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について

第二次補正予算においては、事態長期化・次なる流行の波に対応するため、次の①～④の観点から医療関連の支援を実施。

①**感染リスク**を抱えながら医療を提供する**医療従事者**への支援	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給 マスク等の医療用物資の確保・配布
②**新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関**への支援	重点医療機関の病床確保や設備整備支援 診療報酬の特例的な対応 福祉医療機構の優遇融資の拡充
③**地域医療の確保**に必要な診療を継続する医療機関への支援	救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策 地域医療機関の感染拡大防止等の支援
④万全な**検査体制、ワクチン・治療薬**の開発支援	地域外来・検査センターの設置研修の推進、ＰＣＲ・抗原検査の実施 ワクチン・治療薬の開発資金の補助 ワクチンの生産体制の整備補助

参考

1

引用・改変：2020.06.16　厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課、（参考資料）新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640605.pdf＞

2次救急医療機関で届け出ている地域包括ケア病棟にとって参考になれば幸甚です

新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

事業目的

（事業規模1518億円）

○ 発熱や咳等の症状を有する新型コロナ疑い患者について救急医療機関への収容に時間を要する事例がある。

○ 救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナ疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、新型コロナ疑い患者の受入れのための院内感染防止対策を支援する。

事業内容

〔対象医療機関〕

新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関

※ 救命救急センター、二次救急医療機関、周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等

※ 新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として都道府県において調整・登録

① 設備整備等の補助

簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、消毒経費等

② 支援金の支給

今後、新型コロナの感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら、一定の診療体制を確保することに必要な費用を補助するための支援金を支給する。また、新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する加算を行う。

（支援金の額）

・以下の額を上限として実費を補助

99床以下　2000万円

100床以上　3000万円

100床ごとに　1000万円を追加

・新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算　1000万円

（対象経費）

・感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

8

引用・改変：2020.06.16　厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課、（参考資料）新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640605.pdf＞

様々な医療機関の地域包括ケア病棟にとって参考になれば幸甚です

医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

事業目的

（事業規模2589億円）

○　今後、新型コロナの感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。

○　医療機関・薬局等において、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う。

（医科医療機関の取組の例）

ア　共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う

イ　待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める

ウ　発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う

エ　電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する

オ　医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

（補助額）

・以下の額を上限として実費を補助

病院　200万円 ＋ 5万円×病床数

有床診療所（医科・歯科）　200万円

無床診療所（医科・歯科）　100万円

薬局、訪問看護ステーション、助産所　70万円

※ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。

（対象経費）

・感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

9

引用・改変：2020.06.16　厚生労働省医政局医療経理室医療経営支援課、（参考資料）新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について＜https://www.mhlw.go.jp/content/000640605.pdf＞